

(平成25年7月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東北地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 東北（山形）厚生年金 事案 3011

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

平成 15 年 4 月に株式会社Aから決算賞与の支給があったと記憶しているが、厚生年金保険の記録に反映されていないとの通知を年金事務所からもらった。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の口座明細表の入金記録及びB健康保険組合における申立人に係る標準賞与額の記録から、申立人は、申立期間において、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3012

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月31日から同年8月1日まで

私は、昭和43年3月にC株式会社（現在は、D株式会社）に入社し、平成16年3月にB株式会社E事業所を退社するまで、Fグループ会社に継続して勤務した。

C株式会社に入社後、A株式会社に出向となり、G出張所勤務となったが、同出張所がH株式会社として分社化された後の申立期間について厚生年金保険の加入期間とされていない。分社化された後も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

I株式会社（国内のFグループ各社の管理部門担当）から提出された従業員名簿、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和44年8月1日にA株式会社からH株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は不明としているが、申立人と同日にA株式会社からH株式会社に異動した同僚4人についても、申立人と同様に被保険者期間が欠落しているところ、申立人を含む5人の資格喪失日を昭和44年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（秋田）厚生年金 事案 3013

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（昭和43年5月1日にB株式会社と合併。現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：男（死亡）  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和21年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和38年9月21日から同年10月1日まで

私の夫は、昭和37年3月に株式会社Aに入社し、申立期間に関連会社のB株式会社（現在は、C株式会社）に異動して46年4月に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（株式会社AからB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様に株式会社AからB株式会社に異動し、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している同僚が保管する辞令及び複数の同僚の証言から、昭和38年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とするこ

とが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（昭和43年5月1日にB株式会社と合併。現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月21日から同年10月1日まで

私は、昭和33年11月に株式会社Aに入社し、申立期間に関連会社のB株式会社（現在は、C株式会社）に異動して平成8年1月に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（株式会社AからB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様に株式会社AからB株式会社に異動し、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している同僚が保管する辞令及び複数の同僚の証言から、昭和38年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（昭和43年5月1日にB株式会社と合併。現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月21日から同年10月1日まで

私は、昭和33年12月に株式会社Aに入社し、申立期間に関連会社のB株式会社（現在は、C株式会社）に異動して60年8月に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している辞令及び申立期間当時株式会社Aに勤務していた複数の同僚の証言から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（昭和38年10月1日に株式会社AからB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3016

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 6 日から 44 年 9 月まで

私は、昭和 39 年 6 月から 44 年 9 月まで有限会社A（現在は、B株式会社）に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人が有限会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、申立人は、有限会社Aにおいて昭和 39 年 6 月 10 日に被保険者資格を取得し、41 年 9 月 6 日に離職している記録となっており、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致していることが確認できる。

また、B株式会社は、有限会社Aに係る資料は残っていないとしており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

さらに、申立人は、「有限会社Aを退社後すぐにC県に行き国民年金の加入手続をしたが、国民年金保険料はD県E市の実家で納付してくれていた。」と述べているところ、国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳により、申立人がC県F郡G町（現在は、C県H市）において昭和 41 年 9 月 6 日に国民年金被保険者資格を取得し、同年 11 月 15 日に国民年金手帳が交付されていることが確認できることから、申立人は、手帳交付日頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認できる。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料の納付については、国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳により、申立人が昭和 43 年 4 月に

C県F郡G町からD県E市に住所を変更後、申立期間のうち41年9月から44年3月までの国民年金保険料を第一回特例納付実施期間中の46年11月11日に納付し、44年4月から同年9月までの分については46年2月15日に遡って納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3017（宮城厚生年金事案 44 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 1 日から 37 年 1 月 21 日まで  
② 昭和 37 年 8 月 30 日から 39 年 4 月 1 日まで

私の A 株式会社における厚生年金保険の加入期間は昭和 37 年 1 月 21 日から同年 8 月 30 日までと記録されているが、同社には前回申し立てた期間（昭和 37 年 8 月から 39 年 3 月まで）よりももっと長く勤務していたと思う。

同僚二人の名前を思い出したので、A 株式会社において厚生年金保険の加入記録がある期間の前後の国民年金に加入とされている期間について調査をし、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る申立てについては、i) A 株式会社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者台帳により、申立人は昭和 37 年 1 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 8 月 30 日に資格を喪失している記録となっていること、ii) A 株式会社で厚生年金保険被保険者資格を取得した全員を対象に、マイクロフィルム索引簿により、生年月日及び氏名による検索を行ったが、前記年金記録のほかに申立人に係る未統合の年金記録は確認できないことなどを理由として、既に年金記録確認 B 地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 20 年 3 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、前回、申立期間②について A 株式会社勤務していたとして申立てをしたが、同社にはもっと長く勤務していたと思うので、申立期間①及び②について再度調査をしてほしいと主張し、再申立て

を行っている。

今回の再申立てに当たり、申立人は二人の同僚の名前を挙げているところ、そのうちの一人は、「申立人とA株式会社で一緒に勤務したかどうかは覚えていない。」としており、ほかの一人は、「申立人は昭和 36 年か 37 年に入社したと思う。」と述べているが、申立人の勤務期間を特定するまでの証言は得られなかった。

また、申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間①のうち国民年金に加入している昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料は納付済みであり、申立期間②については、申立人が 37 年 1 月 21 日に A 株式会社で厚生年金保険に加入したことにより、当初納付されていた同年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を、同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の同年 8 月から同年 10 月までの国民年金保険料に充当した形跡が確認でき（オンライン記録では未納期間とされている。）、同年 11 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料は未納の記録となっている。

このほか、申立期間①については、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い上、申立期間②についても、厚生年金保険料の控除を示す新たな資料提出や周辺事情は無く、年金記録確認 B 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。